

長崎労働局 労働基準監督官の仕事



長崎労働基準監督署長からのメッセージ

私は大学を卒業後、平成元年4月に労働基準監督官となり、最初に広島中央労働基準監督署に赴任しました。以来、35年間、様々な職務に就きましたが、どの業務においてもやりがいを感じながら、充実した職業生活を送ることができたと思っています。

労働基準監督官は、実際の現場と向き合うとき、それに適切かつ的確に対応した行政指導が求められます。また、建設現場や製造業の現場などで発生した労働災害の調査を実施したり、司法警察員として、労働基準法などに違反する悪質な企業や重大な労働災害を発生させた事業場の送検手続きをとることもあります。

最近の労働環境をめぐっては、人手不足・2024年問題・外国人労働者の増加といった様々な課題が生じており、フリーランスなど柔軟な働き方を求める人が増えています。そのため、労働者保護に関する法律も時代の変化とともに変わっていますが、この対応の中核的な役割を担っているのが労働基準監督官であり、すべての働く人が安全に、そして健康に働くことのできるより良い職場環境を実現するため、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守してもらうようきめ細かな対応を行っています。

時として、指導してもなかなか改善に取り組もうとしない事業主や、パワハラやいじめ・嫌がらせといった個別労働紛争の相談を受けるなど、自分が思い描いていた理想の姿との違いに戸惑い、困難性の高い監督業務に苦勞することもあります。先輩監督官や上司みんなが快く相談に乗ってくれますので、心配はいりません。そして、自分が担当した職場の環境をより良いものにすることができたとき、この上ない充実感を味わうことができます。

長崎県内で働く人のために、熱意と責任感を持って労働環境を改善する仕事を一緒に積み重ねていく、そんな仲間を待っています。

～ 略 歴 ～

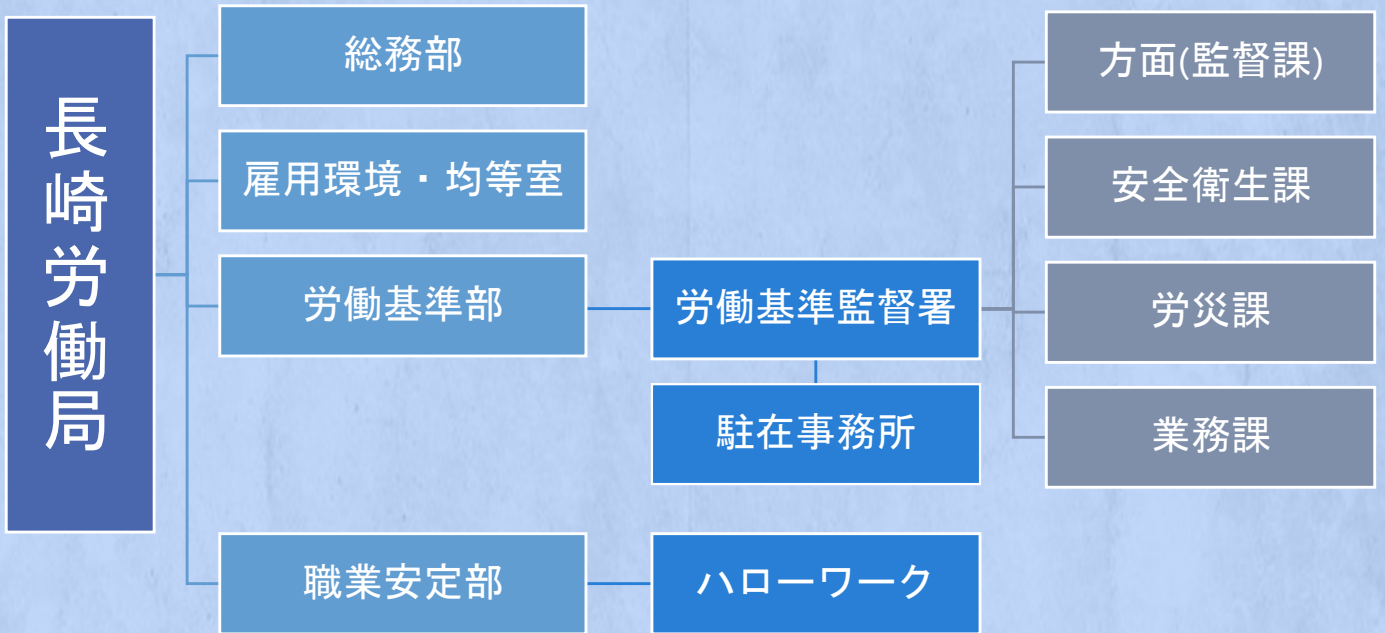
平成29年4月	外国人技能実習機構 広島事務所 指導課長
令和2年4月	島根労働局浜田労働基準監督署長
令和4年4月	島根労働局松江労働基準監督署長
令和6年4月	現職



平成元年度任官

長崎労働基準監督署長 井上 和秀

長崎労働局の組織概要



長崎労働局の管内地図



採用試験

労働基準監督官 A (法文系) と労働基準監督官 B (理工系) の区分があり、得意な分野を選択受験できます。

採用後は試験区分による差異はなく、業務内容・研修内容・処遇は同じです。

労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、調査等を行うことを主な職務としているため、文系の知識と理系の知識が必要となります。

いずれの採用区分であっても、採用後の1年間、監督指導業務等に関する中央研修や地方研修(実地研修・実地訓練)等により、知識の習得と業務の経験を積みます。



特に建設工事現場や工場への定期監督・申告監督・災害調査においては、理工学系の基礎知識を役立たせることができます。(理工学系の知識がないからといって仕事に支障を来すことはありません。)

監督業務

臨検監督

定期的あるいは申告相談などを契機に事業場に立ち入り調査をします。法令違反が認められた場合には、行政指導を行うほか、その場で使用停止命令などを命ずる行政処分を行います。

司法事務

重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として、取り調べなどの任意捜査や捜索・差押などの強制捜査を行い、検察庁に送致します。

災害調査

死亡災害などの重篤な労働災害が発生した場合には、直ちに発生現場に赴いて調査します。安全衛生課職員と一緒に調査する場合もあります。



長崎労働局の具体的な監督指導業務

長時間労働是正のための指導

事業場へ臨検（立ち入り）、事業場が保管している出勤簿やタイムカード等の労働時間関係資料を調査し、違法な残業（サービス残業等）を行っていないか、過労死につながるような長時間労働を行っていないか等を確認します。

違法な残業や長時間労働等が認められれば、労働基準法等の法律に基づき、事業場に対して行政指導（是正勧告等）を行い、長時間労働の削減も含め法律違反の是正や改善を求めます。**法律違反が是正されない場合には、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合もあります。**

また、監督署の窓口に設置した「労働時間相談・支援コーナー」では、限度時間に適合した時間外労働・休日労働協定（通称：36協定）^{サブロク}の締結等法律上の手続きについての説明や、長時間労働の削減についての相談に対して、利用できる助成金の案内等の解決策を提案したりします。

労働災害防止の指導

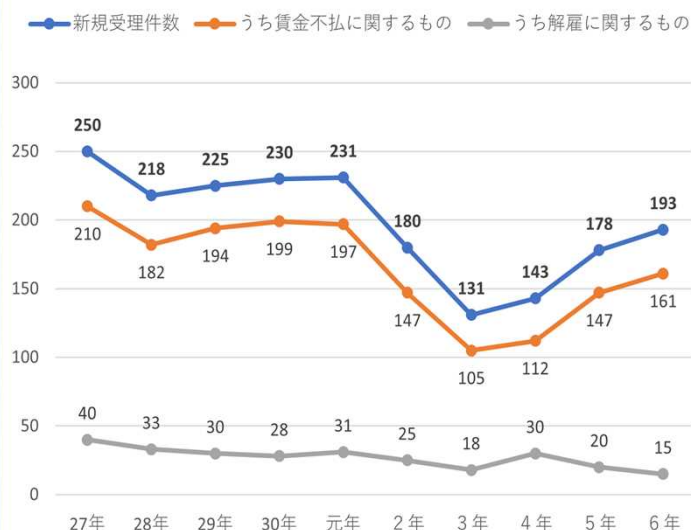
工場や工事現場等への臨検（立ち入り）時、高所から墜落してケガをする等の危険な場所で作業していないか、命綱やヘルメット等作業するに当たって危険を防止するための措置を講じているか等、労働者が安全に作業しているかを確認し、危険な作業場所や危険な作業等が認められれば、労働安全衛生法等の法律に基づき、労働災害防止のため、事業場に対して行政処分（作業停止命令等）や行政指導（是正勧告等）を行います。

また、死亡災害等重篤な労働災害が発生した場合には、原因の究明を行い、事業場に対して再発防止の指導を行うとともに、**その原因に法律違反が認められれば、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合もあります。**

労働者1人平均年間総実労働時間等の推移
（規模30人以上の事業所）



労働基準法第104条に基づく申告件数の推移



アクションゼロ～長崎ゼロ災運動～

長崎労働局では、「アクションZERO」と題して、各事業者、労働者及び長崎労働局（各労働基準監督署）が協力して、究極の目標である「労働災害ゼロ（ZERO）」に向けて事業場参加型の安全活動（アクションZERO）に取り組んでいます。

令和6年度は、844事業場が参加し、86%がゼロ目標を達成しています。



宿舎の状況は？

労働局管内には、長崎地区（西彼杵郡長与町を含む）、県央地区（諫早市・大村市）、県南地区（島原市）、県北地区（佐世保市）、離島地区（五島・対馬・壱岐）に単身用宿舎と世帯用宿舎があります。

- 築年数及び部屋の広さ等により宿舎費が異なります。
（月額 4,386円～37,187円）
- 離島地区の宿舎は、無償貸与となります。
- 宿舎の戸数には限りがあるため、希望者が多数の場合には入居できない可能性があります。
- 民間賃貸住宅に居住する場合、賃料に応じて住居手当の支給があります。
（上限 28,000円）

キャリアパス・転勤は？



- 最初に配属される労働局は、原則として、生活本拠地局（長崎労働局）です。最初の2年間は全員が労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後3年目に2年間、生活本拠地局以外の労働局に異動（全国異動）します。原則、この2年間は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後5年目以降は、生活本拠地局で勤務し、労働局又は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務を中心に従事することになりますが、総合性を高めていただくために安全衛生業務や労災補償業務に、それぞれ1年以上は従事します。
- 監督官試験Bの区分で採用された方を中心として、採用後5年目以降、安全衛生業務を中心としたキャリアパスを積むことも可能です。
- 採用後15年目以降は、監督署の課長・方面主任、労働局の専門官・各課室長補佐などを経験し、最終的には監督署の副署長、署長や労働局の課室長などの幹部に登用されます。
- 長崎労働局では、離島を含めた6つの労働基準監督署と2つの駐在事務所、労働局を概ね2年から3年ごとに異動することになります。
- 異動の間隔は、職員の希望、結婚、出産、育児、介護等の状況や人事上の事情により異なります。

本省勤務について

採用後3年目で本人が希望し、さらに配属先の労働局長が能力や適性の面で適任と判断して推薦した場合に、厚生労働本省で勤務することが可能です。

厚生労働本省で勤務する場合には、4年間（3～6年目の間）勤務し、7年目に生活本拠地の労働局に異動しますが、引き続き、本省での勤務を希望する場合は、この限りではありません。

新規採用職員サポーター制度



初めての就職や転職では、多くの人が不安を感じるものです。

長崎労働局では、新規採用職員が職場内で孤立することがないように、1名につき複数名のサポーターとなる先輩職員を選任し、仕事上の疑問や職場生活、私生活等における悩みを相談できる体制を整えています。



安心して働けます



R 6 新規監督官（中央）



R 7 新規監督官（中央）





労働基準監督官インタビュー

子育て中です！



平成27年度任官

対馬労働基準監督署

監督・安衛課長

労働基準監督官
大島 彰議

志望動機

私は、大学を卒業後、一旦は民間企業へ就職しましたが、労働時間が長い等職場環境が合わず退職しました。次の就職先を探していたところ、労働基準監督署が某企業を違法な長時間労働の疑いで書類送検したというニュースに触れ、私も労働者の労働条件を良くするための仕事がしたいと思い労働基準監督官を目指しました。

現在の業務内容

現在は、離島である対馬市と壱岐市を管轄する対馬労働基準監督署で、主に監督・安全衛生業務に携わっています。対馬労働基準監督署は、対馬本署と壱岐駐在事務所から成り、基本は対馬本署で勤務しながら、月に数回、フェリーやジェットfoilを利用して壱岐市へ出張しています。時化の影響で船が出航せず、思いどおりに業務が進まないといったこともありますが、穏やかで優しい人柄の島民の皆さまに助けられながら日々過ごしています。

仕事では、労働者のみならず使用者とも話をする機会が多く、労使双方の信頼を得られるよう客観的、中立的な視点であるよう心掛けています。

ワークライフバランス

長崎労働局にはワークライフバランスに理解のある同僚や上司が多く、気兼ねなく年次有給休暇を取得することができます。また、今年に双子が生まれてからは、配偶者出産休暇、産後パパ育休、育児参加休暇等の休暇を取得しながら仕事と育児の両立に努めています。

育児休業については、分割して取得することも可能であるため、各家庭に応じた取得プランを作成することができます。

対馬労働基準監督署は小規模署ではあるものの、職員のワークライフバランスに対する理解が深いことから、気兼ねなく休暇を取得できていますので大変ありがたく思っています。

受験者へのメッセージ

監督官には法令に対する深い理解や、労使の信頼を得るための高いコミュニケーション能力が求められますが、長崎労働局においては、独自に、若手監督官を対象とした研修を多く行っています。また、入省一年目においては、皆さんと期が近い先輩が定期的にヒヤリングを行う等、職場環境に慣れてもらうための取り組みも行っていますので、監督官という仕事に魅力を感じていただけた方は、是非長崎労働局に来ていただければと思います。

仕事も育児も
がんばっているね！





労働基準監督官 インタビュー

長崎労働基準監督署 労災課
労働基準監督官 石田 美友紀

令和2年4月 長崎労働局任官
長崎労働基準監督署 第一方面
令和3年4月 長崎労働基準監督署 第二方面
令和4年4月 福岡労働局
北九州東労働基準監督署門司支署
監督・安衛課
令和6年4月 現職



局間異動や経験してみていること

監督署の業務は事業場や労働者と対峙する機会が多く、当然、多種多様な業種に対する理解が必要となってきます。私は2局目に、長崎では比較的少ない業種である道路貨物運送業や港湾荷役業、化学工業が盛んな地域での勤務を経験し、それぞれの業種への理解を深めることができ、非常に良い経験になったと感じています。また、他局で勤務することにより、定着局が異なる職員間で交流を行い、人脈を広げることができた実感しています。実際に、長崎局に戻ってから他県へ出張に行くとき等には、2局目で知り合った職員と連絡を取り合っており、現地の情報収集を行ったりしています。



監督業務以外の業務（労災）を経験してみていること

私は現在、労災保険の給付に関する業務のうち、業務災害や通勤災害によって後遺障害が残ってしまった方の障害等級を認定する業務を行っています。監督業務は災害発生状況に法違反がないかどうかを確認することが主な業務であるため、被災された方のその後の生活にまで関わることはありませんでしたが、現在の業務を通して被災されてから数か月から数年経過した状態の労働者の方とお会いする機会が増え、より労働災害の防止が労働基準行政において重要な課題であるのだと改めて実感しています。



労働基準監督官という仕事のやりがい

労働基準監督官の主たる業務は、事業場に対する臨検監督です。全てがうまくいくわけではありませんが、会社の実情について一定の理解を示しながらも、事業場に対して労働基準法等の法律について丁寧に説明し指導を行うことで、実際に労働環境が改善し、労使の笑顔を見ることができたときは、この仕事に就いてよかったなと思います。





労働基準監督官 インタビュー

採用1年目監督官から
監督官を目指すみなさんへ
フレッシュ★なメッセージ

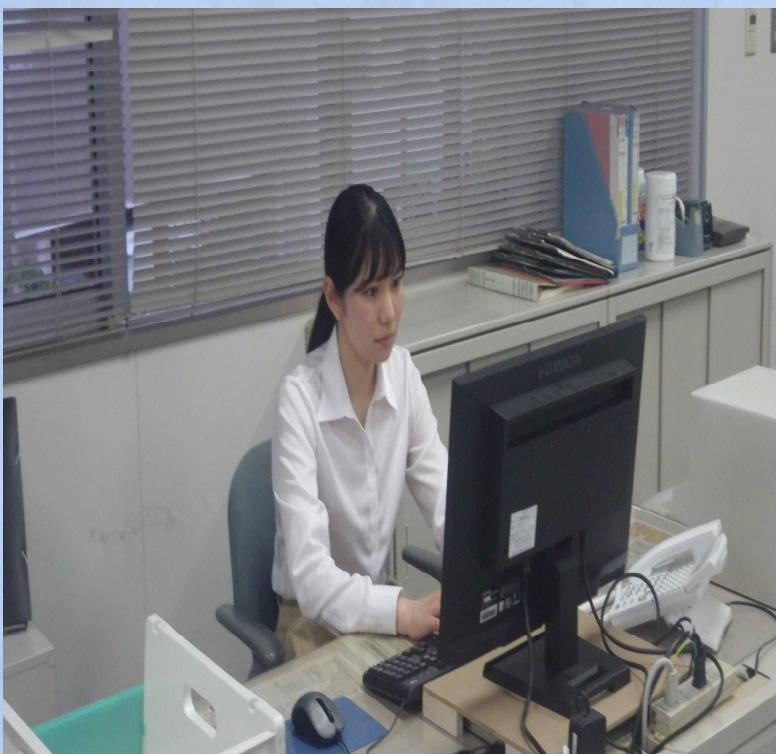
職場の雰囲気は？

人手不足の拡大や雇用形態の多様化など労働環境が変わり続けている現在において、労働者の方がより働きやすい環境づくりに貢献したいと思い、監督官を志望しました。何も知らない状態からのスタートでしたが、上司や先輩に質問がしやすい環境が整っており、先輩方も困ったときはすぐに助けてくださるので、毎日楽しく業務に当たれています。

皆さんと一緒に働けるのを楽しみにしています！



長崎労働基準監督署
第一方面 張本 唯寿



佐世保労働基準監督署
監督課 林田 真美

労働は多くの人にとって必要不可欠なものです。労働問題で悩んでいる方は絶えません。私は労働行政の立場から誰もが安心して働ける環境づくりに貢献したいという思いから監督官を志望しました。入省前は業務がこなせるか不安が大きかったですが、研修制度が充実していますし、親切な先輩方ばかりなのでわからないことは何でも相談することができます。



労働基準監督官 インタビュー

採用2年目監督官から

監督官を目指すみなさんへ熱い🔥メッセージ

>>> 長崎労働基準監督署 第三方面 岡 祐衣

中にいます！

労働基準監督官の仕事は、監督だけでなく、未払い賃金の立替払いや労働基準法や労働安全衛生法に係る違反に関して捜査を行い、書類送検する、会社や個人に向け、労働基準法・労働安全衛生法の講義をする等、多岐にわたります。様々な業務を体験し、多様な事業場の実態を知ることで、働く人の”働く”を守る仕事ができるのが最大の魅力だと思っています。

写真は、「たしかめたん」というキャラクターを着ている私です。この着ぐるみの中に入って説明会に参加しました。

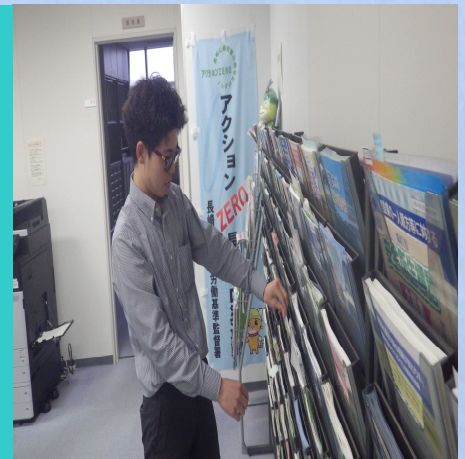
働く人が安心・安全に働ける職場環境を目指して、労働基準監督官として皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしています！



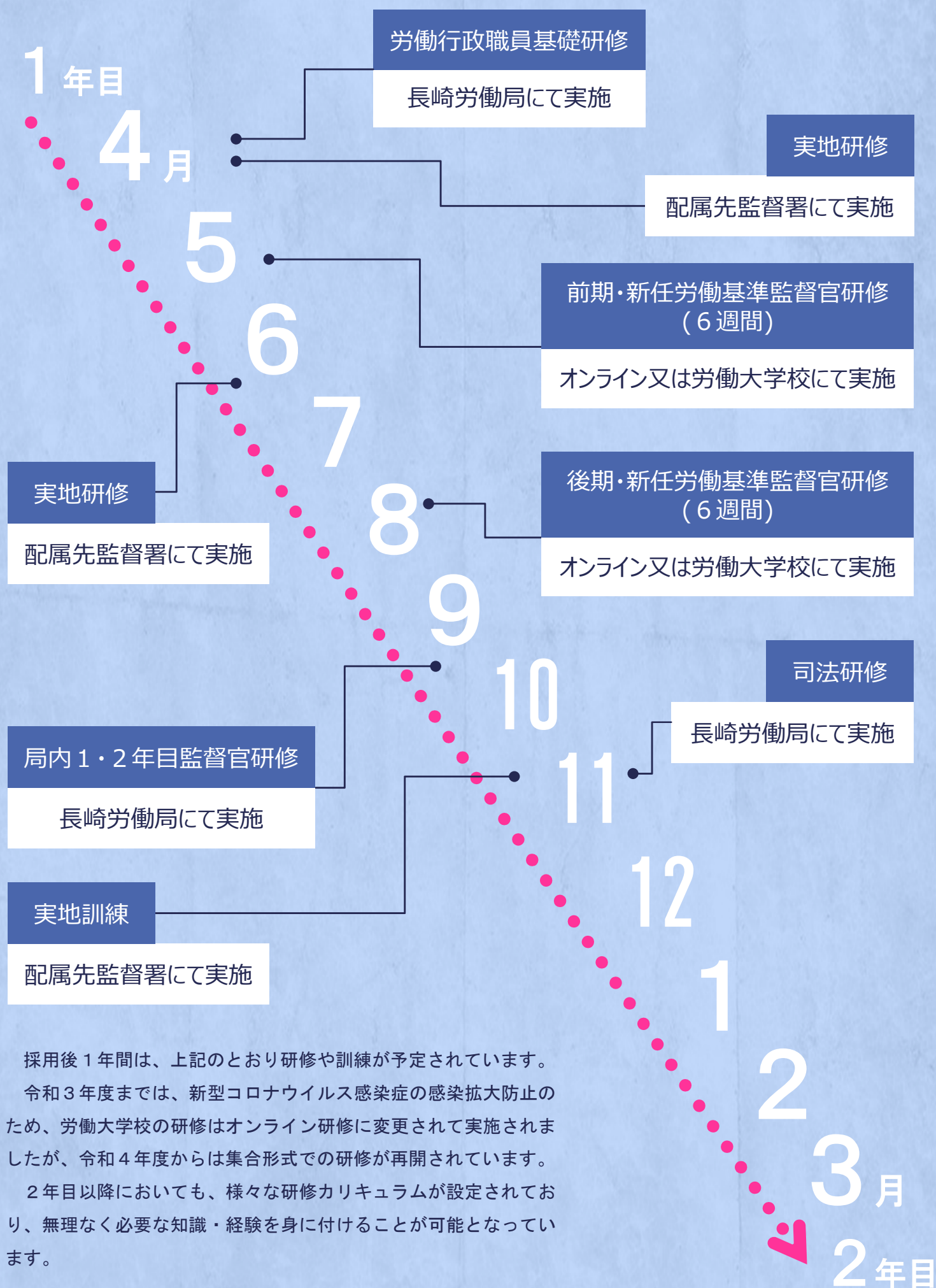
>>> 佐世保労働基準監督署 監督課 藤井 綾

私は学生時代、法学部に所属していましたが、労働基準法についての知識に自信はなく、入省前は不安を感じていましたが、労働大学校で行われる集合研修や上司の指導、先輩方の臨検監督に同行させていただくなど豊富な研修があり、業務に必要な知識や経験を積むことができたと思います。労働基準監督官の仕事は、サービス残業等を見つけ指導するといったことが身近に感じられると思いますが、工事現場や事故現場に行き、労働者が安全に作業できる環境が整っているか確認したり、どのようにして事故が起きたか事実関係を調査したりすることもあり、業務の種類が幅広いと感じています。その分、知識も幅広く必要なため大変だと思うことありますが、働く人の命や健康を守ることができる社会に不可欠な仕事でとてもやりがいがあると思います。

皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしております！



採用後の研修



採用後 1 年間は、上記のとおり研修や訓練が予定されています。

令和 3 年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、労働大学校の研修はオンライン研修に変更されて実施されましたが、令和 4 年度からは集合形式での研修が再開されています。

2 年目以降においても、様々な研修カリキュラムが設定されており、無理なく必要な知識・経験を身に付けることが可能となっています。



新任労働基準監督官研修 ～労働大学校の雰囲気～



▼基本情報

(独)労働政策研究・研修機構労働大学校
埼玉県朝霞市溝沼1983-2

▼URL

<https://www.jil.go.jp/training/index.html>

研修環境は整ってます！



**仲間が増えて
心強くなるね！**



おわりに

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、コロナ禍の3年間を乗り越えることができました。これから、コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現していくことが重要です。

その実現のため、都道府県労働局にあっては、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発行政が一体となって、各地域の実情に応じた取組を進め、各地域において総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に応えていくことが求められています。

そのような時代の変化に応じて労働者保護に関する法律に変化が生じ、労働基準監督官としての職務にも変化が生じます。

しかしながら、労働基準監督官としての使命は、働く人にとって、安心・安全なより良い職場環境を実現することであり、このことは、これからも変化することはありません。



厚生労働省 長崎労働局

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

TEL 095-801-0020

長崎労働局ホームページ <採用情報>

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-](https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html)

[roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html)

